

貿易投資相談事例

2008年7月2日
貿易投資相談センター

登録年月日	2008/5/19
質問タイトル	美顔ローラーのフランスへの輸入規制は ないか
質問内容	<p>1. 美顔ローラー（ABS樹脂にクロムめっきした外枠にステンレスのローラーを付属）をフランスに輸出したい。EU側の法的規制はないか</p> <p>2. フランスでの輸入関税を教えてください</p> <p>3. 日本ではすでに「薬剤師検査センター」の検査（有害物5要素 および ニッケル放出）を受けて認証をもらっている。</p>
回答内容	<p>1. 輸入関税を調べるためには、当該商品のHS番号の確認が必要。東京または横浜税関の税関相談官に照会が可能。</p> <p>2. 判明したHS番号をフランスの販売先に「参考である」として連絡をし、照会を依頼してください。但しHS番号を最終的に決定するのは輸入地の税関であり、日本の税関の判断はあくまで参考情報に過ぎない事に付き注意が必要。</p> <p>3. EU側の輸入規制については、ROHS指令が規定している6種類の有害物質について 美顔ローラーの部品メーカーに問い合わせをし 各部品に有害物質が含有されているならば その含有率 仮に該当有害物質が含有されていないならば その旨を記載した証明書を取り付ける。これに 仏文または英文の翻訳書をつけて販売先に送付。</p> <p>4. ROHS規制に抵触する可能性のある製品を 上記のような手立てをしないで輸出してしまうと故意に有害物質を含有する製品を輸出したと 判断される危険性があるので 注意が必要。</p>

登録年月日	2008/4/18
質問タイトル	中古家電を香港へ輸出したい
質問内容	中古家電を香港へ輸出したいので、方法を教えてください。
回答内容	<p>http://sc.info.gov.hk/gb/www.customs.gov.hk/chi/major_import_prohibited_import_c.htmlと、日本国内のリサイクル法も併せて確認が必要。十分な残存使用価値のある品物であることが明らかでない場合、廃棄物としてシップバックされる場合もあるので注意が必要。</p>

貿易投資相談事例

2008年7月2日
貿易投資相談センター

登録年月日	2008/2/4
質問タイトル	ルーマニア向け中古タイヤ輸出について
質問内容	ルーマニア向け中古タイヤ輸出について現地規制及び輸出手続を教えて欲しい。
回答内容	<p>ルーマニアはEU加盟国であるため、欧州理事会規則の規制を受ける可能性がある。</p> <p>また当該中古タイヤが廃棄物と看做されると、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の規制を受けるので注意が必要。</p> <p>バーゼル条約・バーゼル法の詳細については経済産業省(TEL:03-3501-1659)に照会の事。</p> <p>(配付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU諸国を輸入国又は通過国とする中古自動車部品の輸出について http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/parts_h180630.html ・輸出するときの手続きの流れ ・ルーマニア大使館の連絡先

登録年月日	2008/4/3
質問タイトル	インド向け中古人工芝の輸出
質問内容	日本で廃棄された中古人工芝を、インドのテニス・コート用に輸出したいが、規制はあるか？
回答内容	<p>新品でスペックを保証できる状態であれば、有害物質を含まぬ化学品(PP、ETC)分類で処理され輸出可能だが、中古の場合は不純物の問題がある。中古である事から廃棄物と看做される可能性もあり、そうなれば有害廃棄物に関する「バーゼル条約」に抵触して輸出できない。又、日本から輸出するに際しては、先ず中古のまま輸出が可能かどうか、バーゼル条約に抵触しないかどうか、輸出する為には、どのような処理が必要かなど、関連官庁で調べて対策を検討するようにアドバイスした。</p>